

○山形大学医学部附属病院研修登録医受入れ細則

(平成 19 年 6 月 19 日制定)

改正 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山形大学医学部附属病院研修登録医受入れ規程(以下「規程」という。)に基づき、山形大学医学部附属病院(以下「本院」という。)における感染及び山形大学医学部附属病院研修登録医(以下「研修登録医」という。)への感染に関する防止対策を講じるために、研修登録医として受け入れる者の健康状態の確認に対する対処について定めるものとする。

(健康状態の確認)

第 2 条 研修登録医の許可を受けようとする者(以下「研修登録医希望者」という。)は、次に定める事項を確認しなければならない。

- (1) 麻疹、水痘、ムンプス及び風疹等の感染性の疾患への罹患の有無
- (2) 委託時又は委託後に、社会的に流行し感染のおそれのある疾患については、その疾患に対する免疫の有無

(申請)

第 3 条 研修登録医希望者は、医療機関又は保健所において前条に定める確認を行うものとし、規程第 3 条に定める申請の際には、その結果を添付しなければならない。

(許可)

第 4 条 病院長は、規程第 4 条に定める受入れの許可を行う場合には、前条の結果に基づき、感染のおそれがないことを確認するものとし、感染のおそれがあると判断したときは、許可しない。

2 規程第 4 条に定める受入れの許可後、感染のおそれがあることが判明したときは、許可を取り消すことができる。

(研修期間中の健康管理)

第 5 条 研修登録医は、本院での研修期間中の健康管理に努め、第 2 条各号に定める疾患に罹患した場合には、速やかに病院長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届け出を受けた病院長は、罹患状況を確認し、研修を停止する等の措置を講じなければならない。

附 則

この細則は、平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。